

志摩市立保育所統合施設整備検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 志摩市立保育所統合施設（以下「統合施設」という。）の整備にあたり、多様化する保育・教育ニーズに対応し、豊かな人間性を育む保育・教育環境及び地域に根ざした保育・教育活動の拠点になるよう必要な事項を検討するため、市民参加による志摩市立保育所統合施設整備検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、統合施設の整備に関する事項について検討し、その結果を市長に報告する。

(組織)

第3条 委員会は、必要に応じ設置し、委員は、それぞれ20人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は任命する。

- (1) 保育所保護者会代表
- (2) 幼稚園保護者会代表
- (3) 地区等の代表
- (4) 未就園児保護者代表
- (5) 保育所職員代表
- (6) 幼稚園職員代表
- (7) 子育て支援課長
- (8) 教育総務課長

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する事項について市長に報告をした日までとする。

2 委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 団体の代表者の任期は、その職に在任する期間とする。

(役員)

第5条 委員会に委員長を置き、委員のうちから互選する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康福祉部子育て支援課及び教育委員会教育総務課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年5月25日から施行する。